

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯の支援のため給付金の支給を実施します。

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
- ② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(収入が急変したと思われる方は、保健みらい課へご相談してください。)

2. 支給額

児童1人あたり 一律5万円

■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

■給付金は申請不要で受け取れます。

■可能な限り速やかに、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出する必要があるため、保健みらい課までご連絡をお願いします。

※児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障がでる恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

■給付金を受け取るには申請が必要です。

■申請書等を記入していただく必要がありますので、該当すると思われる方は保健みらい課までご連絡をお願いします。

〈お問い合わせ先〉

制度について

厚生労働省 コールセンター 電話：0120-400-903(受付時間：平日9：00～18：00)

手続きについて

高山村役場保健みらい課福祉係 電話：0279-63-1311